

事務連絡
令和3年10月20日

公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本オリンピック委員会 御中
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

成年年齢引下げに伴う消費者教育の取組について(協力依頼)

日頃より消費者教育の推進に当たり御高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

既に御存知のとおり、令和4年4月から成年年齢を20歳から18歳に引き下げることの内容とする改正民法が施行され、18、19歳でも一人で有効な契約を結ぶこと等ができるようになります。

令和3年度は成年年齢引下げ前の最後の1年に当たることから、若年者が消費生活に関する基礎的な知識を学び、消費者被害から身を守るとともに、持続可能な社会の形成に向けて行動するよう実践的な消費者教育を強化する必要があります。

先般、消費者庁、文部科学省、法務省及び金融庁において、成年年齢引き下げ前の最後の一年間における取組を一層強化するため、別添の「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーン(以下「キャンペーン」という。)を令和3年3月22日に決定しました。キャンペーンでは、全国の全ての高等学校等で「社会への扉」等を活用した実践的な授業が実施されること等を内容とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」(以下「アクションプログラム」という。)を引き続き実施することに加え、地方公共団体・大学等への働き掛け、イベント・メディアを通じた周知及び消費者教育のコンテンツの充実・活用の促進等の重層的な取組を4省庁で連携して実施することとしています。

貴団体におかれましては、下記のとおり社会経験の少ない若年者が契約等に関連して消費生活上のトラブルに遭うことがないようにご支援いただくことや、国等において作成したコンテンツ等も活用した情報発信等に御協力いただきますようお願いいたします。

1. 若年者の被害防止に向けた支援

令和4年4月以降は、18、19歳でも一人で有効な契約ができるようになり、これまで認められた未成年者取消権が認められなくなります。社会経験の少ない若年者が契約上のトラブルに遭うことがないように、国等から発信されている被害事例等も参考にしながら、若年者に注意を払い、消費生活センターへの相談を促す等の支援の取組に御協力いただきます

ようお願いいたします。

2. 成年年齢引下げに関する情報発信等について

国においては、若年者やその保護者等に消費者被害拡大防止に資する情報等を直接届けるため、成人式や大学の入学ガイダンス等の若年者が多く集まるイベント、消費者庁「18歳から大人」twitterアカウント等を活用し、動画等のコンテンツも活用した情報発信を実施していくこととしております。

若年者や保護者等にこれらの情報が届くよう、貴団体におかれましては、①国等において作成したコンテンツ、イベント情報等について、団体のウェブサイト、機関誌及び施設等での情報発信、②消費者庁「18歳から大人」Twitter等のアカウントのフォロー・リツイート等に御協力いただきますようお願いいたします。

コンテンツに関しては、先般、成年年齢引下げに関して若年者に消費者として知っていただきたい情報をまとめた啓発チラシ、ポスター及び動画を作成しており、消費者庁ウェブサイト「18歳から大人」特設ページにおいて公表しております。

(消費者庁ウェブサイト「18歳から大人」特設ページ)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lowe_r_the_age_of_adulthood/

(消費者庁「18歳から大人」twitterアカウント)

https://twitter.com/caa_18sai_otona

併せて国によるこれらの取組について、貴団体関係者等への周知に御協力いただきますよう重ねてお願いいたします。

成年年齢引下げ前の最後の一年である令和3年度は、関係省庁が連携し、集中的に取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも消費者教育の一層の推進に向け、引き続き御協力を賜りますようお願いいたします。

【本件問合せ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

消費者教育推進係

TEL 03-6734-3462(直通)

E-mail consumer@mext.go.jp